

下 関 市 監 査 委 員 公 表 第 3 号  
平 成 2 9 年 2 月 6 日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

下関市監査委員	河 原 明 彦
同	川 原 徳 也
同	木 本 暢 一
同	浦 岡 昌 博

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告提出先

下関市議会及び下関市長

3 報告提出年月日

平成29年2月6日

# 定期監査の結果に関する報告書

## 1 監査の対象

福祉部

長寿支援課

障害者支援課

介護保険課

環境部

環境政策課

廃棄物対策課

クリーン推進課

産業振興部

市場流通課

## 2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年10月31日までににおける財務に関する事務の執行

## 3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 4 監査の期間

平成28年12月1日から平成29年1月31日まで

## 5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

## 6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

## 障害者支援課について

- ① 社会福祉費負担金（身体障害者援護施設措置費自己負担金、知的障害者援護施設措置費自己負担金）及び雑入（重度心身障害者医療高額療養費等受入金）において、過年度収入未済金が存在している。財源の確保及び負担の公平性の観点から、当該収入未済金の適切な債権管理及び徴収に努められたい。

## 環境政策課について

- ① 下関市環境美化条例（以下「条例」という。）違反に係る過料の処分の決定における過料処分決定通知書において、宛名の空欄、日付の誤り、条例の適用条号の誤り等が見受けられた。適切に事務処理されたい。